

平成30年5月2日

保護者の皆様

摂津市立三宅柳田小学校
校長 川西 満

小学校における気象警報発令時の対応について

平素は本校の教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
台風等の気象警報発令時の対応について、お知らせいたします。

1. 登校前に暴風警報（暴風特別警報）または大雨特別警報が発令されている場合
 - ◆午前7時の時点で発令中の場合
 - 自宅待機とする。
 - 給食が停止される。
 - ◆午前9時までに解除された場合
 - その時点で登校を始める。
 - 午前中授業とする。
 - ◆午前9時までに解除されなければ臨時休校とする

2. 授業途中で、暴風警報（暴風特別警報）または大雨特別警報が発令された場合
 - ◆安全状況を確認の上、臨時休校の措置をとり、下校させる。
 - ◆小学校においては、危険箇所には教職員が立つ、或いは、誘導するなどの配慮のもと、集団下校させる。
 - ◆午前中に発令された場合、小学校については、給食時間を早めて、できる限り給食終了後に下校させる。

3. 午前7時～始業の間（登校時間帯）に暴風警報（暴風特別警報）または大雨特別警報が発令された場合
 - ◆登校開始前の児童生徒は、登校せずに自宅待機とする。
 - その後は、上記「1」に従う。
 - ◆登校した児童生徒については、学校待機とする。
 - その後は、上記「2」に従う。

（※小学校の給食は、自宅待機の児童もいるため停止する）

4. その他の警報（大雨・洪水など）の場合
 - ◆登校を原則とする。ただし、校長が、地域の状況について危険であると判断した場合には、8時までに教育委員会と連絡を取った後、休校措置をとる。